

入札説明書

北海道 PCB 廃棄物処理施設 環境モニタリング及び分析業務（令和 8 年度）

(配 布 資 料)

1. 入札説明書	6 頁
2. 入札（見積）者に対する指示書	19 頁
3. 契約書（案）	11 頁
4. 仕様書（別紙含む）	15 頁
5. 競争参加資格確認申請書	1 頁
6. 質問回答書	1 頁
7. 開札立会申込書	1 頁

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

入札説明書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道 PCB 廃棄物処理施設 環境モニタリング及び分析業務（令和8年度）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるものほか、この発注説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和8年2月2日

2 契 約 職 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 渡辺 謙二

3 業務内容

- (1) 件 名 北海道 PCB 廃棄物処理施設 環境モニタリング及び分析業務（令和8年度）
- (2) 仕 様 等 入札説明書による。
- (3) 業務期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 業務場所 北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所
- (5) 入札方法 入札書に記載する金額は、業務一式あたりの金額を記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) そ の 他 「本件」は競争参加資格を確認の上、入札の参加者を選定し発注するものである。

4 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限（令和8年2月13日）において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有すること。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 令和7・8・9年度に有効な全省庁統一資格（資格の種類：役務の提供等【調査・研究】、競争参加地域：北海道）を有すること。ただし、令和7・8・9年度の同条件の資格の申請中であることをもって、申請書等を提出することができる。また、令和7・8・9年度に有効な同条件の全省庁統一資格を取得し、契約締結日までに当該資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でな

いこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (9) 北海道内に本支店又は営業所を有すること。
- (10) サンプリングから分析まで受注者が業務を遂行すること。
- (11) 仕様書に指示された要件等をすべて満たすことができること。

5 担当部課

〒050-0087 北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所
総務課 担当:竹本 (takemoto@jesconet.co.jp)
電話 0143-22-3111 FAX 0143-22-3001

6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- (2) 競争参加資格確認申請書作成説明会 無し
- (3) 競争参加資格確認申請書の提出
 - ① 提出期間:令和8年2月2日(月)～令和8年2月13日(金)
行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除く毎日、午前10時～午後4時(午後12時～午後1時は除く。以下同じ。)
 - ② 提出場所:5に同じ。
 - ③ 提出方法:持参又は送付(送付の場合、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によるものとし、提出期間末日までに必着。)
 - ④ 提出部数:1部
- (4) 競争参加資格確認申請書
競争参加資格確認申請書は、別添「競争参加資格確認申請書」により作成すること。
- (5) 競争参加資格確認結果の通知予定日 令和8年2月17日(火)
- (6) その他
 - ① 競争参加申請書申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
 - ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出(部分的な再提出を含む。以下同じ。)は認めない。
 - ⑤ 提出された競争参加資格確認申請書に関して中間貯蔵・環境安全事業株式会社が説明を求めた場合は応じること。
 - ⑥ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：令和8年2月18日(水) 午後4時
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は送付(送付の場合6(3)③の方法とし、提出期限までに必着。)
- (2) 契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和8年2月20日(金)までに書面により回答するものとする。

8 発注説明書に対する質問及び回答

- (1) 本調達の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容についての質問がある場合は、次に従い、書面(別添「質問回答書」)により提出すること。
- ① 提出期限：[競争参加資格等に関するもの]
令和8年2月2日(月)～令和8年2月6日(金)午後4時
[発注内容に関するもの]
令和8年2月25日(水)～令和8年3月2日(月)午後4時
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又はFAX
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。(希望者にはFAXします。)
- ① 期 間：[競争参加資格等に関するもの]
令和8年2月10日(火)～令和8年2月13日(金)
[発注内容に関するもの]
令和8年3月3日(火)～令和8年3月6日(金)
 - ② 場 所：5及び次の場所。
北海道室蘭市御崎町1-9-8
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
PCB処理情報センター 電話0143-23-7015

9 入札書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限：令和8年3月9日(月) 午後2時
- (2) 提出場所：5に同じ。
- (3) 提出方法：持参又は送付(送付の場合6(3)③の方法とし、提出期限までに必着。)
- (4) その他：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札書の日付は、入札書提出期限(令和8年3月9日)迄の日付を記入すること。

10 開札の日時及び場所等

- (1) 日 時：令和8年3月10日(火) 午後1時15分
- (2) 場 所：北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所
当初施設3F会議室

11 開札

開札は、入札者又は入札者に常時雇用されている者（以下「入札者等」という。）で希望する者を立ち会わせて行い、入札者等が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

入札者等で開札の立ち会いを希望する者は、次に従い、書面(別添「開札立会申込書」)により申し込むこと。申し込みの無い者は開札に立ち会うことができない。

① 提出期限：令和8年3月9日(月) 午後2時

② 提出場所：5に同じ。

③ 提出方法：持参、郵送又はFAX

また、開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札保証金

免除

13 契約保証金

免除

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、別添「入札(見積)者に対する指示書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨確認されたものであっても、開札の時において指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他、4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

15 落札者の決定方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第8条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

16 手続における交渉の有無

無し

17 契約書作成の要否等

別添「契約書（案）」により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件

別添「契約書（案）」による。

19 火災保険等の付保の要否

無し

20 関連情報を入手するための照会窓口
5に同じ。

21 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別添「入札(見積)者に対する指示書」を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 別添様式等
 - ① 入札(見積)者に対する指示書
 - ② 契約書(案)
 - ③ 仕様書
 - ④ 競争参加資格確申請書
 - ⑤ 質問回答書
 - ⑥ 開札立会申込書

別紙 「発注手続日程（予定）」

入札公告	2月2日(月)
入札説明書の交付期間	2月2日(月) ～2月13日(金)
競争参加資格等に関する 質問回答書の提出期間	2月2日(月) ～2月6日(金)
同質問回答書に対する回答閲覧期間	2月10日(火) ～2月13日(金)
競争参加資格確認申請書提出期限	2月13日(金)
競争参加資格の確認結果の通知	2月17日(火)
競争参加資格がないと認めた場合の 理由の説明要求期限	2月18日(水)
理由の説明要求に係る回答期限	2月20日(金)
発注内容に関する 質問回答書の提出期間	2月25日(水) ～3月2日(月)
同質問回答書に対する回答閲覧期間	3月3日(火) ～3月6日(金)
入札書の提出期限	3月9日(月)14:00
開札立会申込書(希望者)の 提出期限	3月9日(月)14:00
開 札	3月10日(火)13:15
契 約	3月13日(金) (予定)

※期間については、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除く毎日、
午前10～12時及び午後1～4時

入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一 入札執行上の注意事項

第1 入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも10分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。
- 3 入札書は別添様式第3号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は、競争参加資格確認申請書により、会社に届け出た代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
 - ① 代理人により入札する場合は、別添様式第1号-1の委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
 - ② 代理人が復代理人を選任する場合は、別添様式第1号-2及び第2号の復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
- 6 入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- 7 送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。
 - ① 入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。
 - ② 送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。
 - ③ 送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うこと。
- 8 入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

9 入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

① 入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第11号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

② 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2 公正な入札の確保

1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札者は、入札にあたっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、入札金額内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

1 入札書の金額が訂正してある場合

2 入札者の記名又は押印が欠けている場合

3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合

4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合

5 送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合

6 送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合

7 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合

8 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合

9 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合

10 明らかに連合によると認められる入札を行った場合

11 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

- 1 開札は、会社が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後に、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。なお、立ち会いを希望する入札者等は、別添様式第10号により申し込むこととする。
- 2 落札者の決定方法
 - ① 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
 - ② 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて(低入札の基準)」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。
 - ③ 調査基準価格を下回った場合の措置
調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。
- 3 前号の決定方法によって落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に關係のない社員にくじを引かせる。
- 4 開札の結果は、開札に立ち会っている入札者等には口頭により通知し、その他の入札者には電子メールにより通知する。
- 5 開札の結果、落札者がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合、前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。
ただし、開札会場に入札者全員が立ち会っていない場合は、別途日を改めて再度の入札を行う。
- 6 前号の再度の入札の結果、落札者がないときは、最低価格提示者から順次見積り合せを行う。

二 契約上の注意事項

第1 契約書等

- 1 落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7日以内に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。
- 2 契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。
- 3 契約締結後14日以内に契約金額内訳書を提出すること。
- 4 別添様式第6号の着手届及び別添様式第4号の業務管理者届をそれぞれ提出する

こと。

- 5 業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ別添様式第5号の再委任等承諾申請書を提出すること。

第2 契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第3 契約代金の支払

- 1 目的物が完成したときは、別添様式第7号の完了届を提出するものとする。
- 2 目的物が完成し、会社の検査に合格したときは、別添様式第8号の引渡書を提出すること。
- 3 完了代金は、別添様式第9号の代金支払請求書に基づき振込み支払とする。

三 その他の事項

- 1 入札者は、入札の際又は速やかに、入札金額内訳書を必ず提出すること。
- 2 入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることはできない。

(様式第1号-1)

委任状

私は、(会社名_____、所属部課名_____、
氏名_____)を代理人と定め、次の権限を委任します。

業務名

委任事項 入札(見積)に関すること。

代理人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道P C B処理事業所 所長 渡辺 謙二 殿

住 所

会社名

代表者

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第1号-2)

委任状

私は、(支社名_____、所属部課名_____、
氏名_____)を代理人と定め、次の権限を委任します。

業務名_____

- 委任事項 一 入札(見積)に関すること。
二 復代理人を選任すること。
三 委託契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
四 諸願届等に関すること。

住所_____

会社名_____

代理人_____

印_____

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道P C B処理事業所 所長 渡辺 謙二 殿

住所_____

会社名_____

代表者_____

印_____

※日付は入札日以前であること。

(様式第2号)

(復代理人用)

委任状

私は、(支社名)、所属部課名、
氏名)を復代理人と定め、次の権限を委任します。

業務名

委任事項 入札(見積)に関すること。

復代理人 印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道P C B処理事業所 所長 渡辺 謙二 殿

住所

会社名

代理人 印

※日付は入札日以前であること。

(様式第3号)

入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

業務名

上記の金額により入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名
代理人又は復代理人氏名 印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道P C B処理事業所 所長 渡辺 謙二 殿

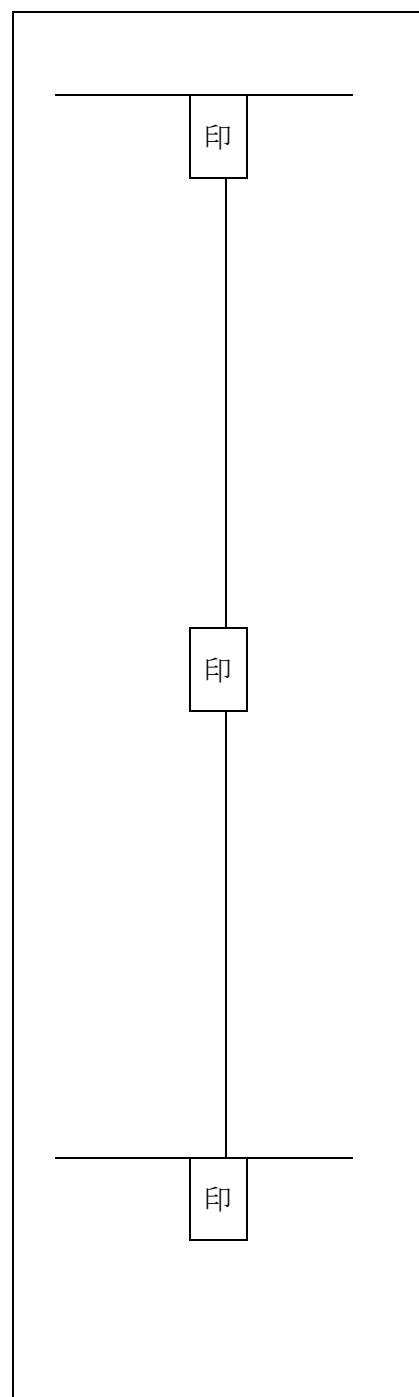
(注) 送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。
入札（見積）書は、封かんし、業務名を表記すること。

入札（見積）書封かん例

(表面)

中	業	務	名	入
北間	務	名	入	
海貯	令	和	入	
道藏	和	入		
P・				
C環				
B境	年	札		
処安				
理全				
事事	月	（	見	
業業			積	）
所株				
式	日	積		
所会				
長社				
渡				
辺		書		
謙				
二				
殿				
入札者の名称				
社名等				

(裏面)



*入札金額内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び入札金額内訳書在中の旨表記すること。

(様式第4号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道P C B処理事業所 所長 渡辺 謙二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

業務管理者届

業務名

標記の業務について、(氏名 _____)を業務管理者として、選任いたしましたので、当人の経歴書を添えてお届けします。

(様式第4号-1)

経歴書

氏名

生年月日

最終学歴

資格及び取得年月日

職歴

業務歴

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏名 印

(様式第5号)

再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道P C B処理事業所 所長 渡辺 謙二 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名 :
- 2 契約金額 :
- 3 再委任等を行う業務の範囲 :
- 4 再委任等を行う業務に係る経費 :
- 5 再委任等を必要とする理由 :
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所 :
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由（再委任等する業務を履行する能力など） :

(様式第6号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道P C B処理事業所 所長 渡辺 謙二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名 印

着 手 届

業務名

標記の業務について、令和 年 月 日着手しますので、

お届けします。

(様式第7号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道P C B処理事業所 所長 渡辺 謙二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

完 了 届

業務名

標記の業務について、令和 年 月 日（一部）完了し
ましたので、お届けします。

(様式第8号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道P C B処理事業所 所長 渡辺 謙二 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 印

引 渡 書

業務名

一部完了
標記業務について、令和 年 月 日に 完了 檢査に合格いたしましたので、これを
お引き渡し致します。

(様式第9号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道P C B処理事業所 所長 渡辺 謙二 殿

所 在 地 印
商号又は名称
代 表 者 名
適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号 [有] (T)
(登録済の場合はTで始まる登録番号を入力) [無]
(無しの場合は[有]に取り消し線を入力)

代金支払請求書

業務名

上記の業務については、令和 年 月 日に引渡しが完了いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金 円
(内消費税額10% : 円)

上記金額について、下記にお振込戴きたくお願いします。

振込指定金融機関

支店名

預 金 種 別

口 座 番 号

口 座 名 義

(様式第10号)

開札立会申込書

業務名	
開札日時	令和 年 月 日 時 分
開札場所	北海道室蘭市仲町14番地7 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道P C B処理事業所 当初施設1F事務所
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	印 TEL

※注 郵便等による入札が認められた場合において提出のこと

- ① 入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ② 開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも10分前に集合して下さい。
- ③ 本書面の提出

提出期限 令和 年 月 日 () 時

提出場所 北海道室蘭市仲町14番地7

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道P C B処理事業所 総務課

F A X 0 1 4 3 - 2 2 - 3 0 0 1 電話 0 1 4 3 - 2 2 - 3 1 1 1

提出方法 持参、郵送又はF A X

(様式第11号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道P C B処理事業所 所長 渡辺 謙二 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

入札（見積）辞退書

業務名

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

質問・回答書

質問・回答書			
業務名			
会社名		印	
担当者名		印	
質問番号	仕様書頁	質　問	回　答

1. 質問がある場合はこの様式により質問を提出してください。
2. 期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合期限まで必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

委託契約書

- 1 業務名 北海道P C B廃棄物処理施設 環境モニタリング及び分析業務（令和8年度）
- 2 実施場所 北海道室蘭市仲町14番地7
- 3 業務期間 自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日
- 4 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
- 5 契約保証金 免除
- 6 支払方法 完了払

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月 日

委託者 住 所 北海道室蘭市仲町14番地7
氏 名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道P C B処理事業所
所 長 渡辺 謙二 印

受託者 住 所
氏 名 印

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（特記仕様書及び質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書及び仕様書に記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の業務期間（以下「業務期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する業務を遂行させるため、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この契約書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者で協議がある場合を除き、業務を遂行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第35条の規定に基づき、委託者と受託者で協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権等の譲渡等)

- 第4条 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当し

ない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかくわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、又第1条第5項の規程にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託の禁止）

第5条 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。
ただし、業務の一部であってあらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（特許権等の使用）

第6条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（業務管理者）

第7条 受託者は、業務管理者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

- 2 業務管理者は、この契約の履行に関し、その運営及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を履行することができる。
- 3 委託者は、業務管理者又は第5条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の遂行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

（調査社員）

第8条 委託者は、調査社員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。調査社員を変更したときも、同様とする。

- 2 調査社員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査社員に委任したもののはか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 委託者の意図する業務を完了させるための受託者又は受託者の業務管理者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約書および仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務管理者との協議
 - 四 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2名以上の調査社員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査社員の有する権限の内容を、調査社員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときに

あつては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査社員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならぬ。

5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、調査社員を経由して行うものとする。この場合においては、調査社員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務計画書の提出)

第9条 受託者は、この契約締結後、14日以内に仕様書に基づき、業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

(条件変更等)

第10条 受託者は、業務を遂行するに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

一 仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 仕様書に誤謬又は脱漏があること。

三 仕様書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による通知があったときは、直ちに調査を行わなければならない。この場合において、受託者は委託者の行う調査に立ち会わなければならない。

(仕様書の変更)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受託者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(適正な業務期間の設定)

第13条 委託者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受託者の請求による業務期間の延長)

第14条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により業務期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に業務期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。委託者は、その業務期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由に

よる場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による業務期間の短縮等)

第15条 委託者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務期間の変更方法)

第16条 業務期間の変更については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わなかったときは、委託者が定め、受託者に通知する。

(業務委託料の変更方法等)

第17条 業務委託料の変更については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者で協議して定める。

(一般的損害の負担)

第18条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第19条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

(業務委託料の変更に代える仕様書の変更)

第20条 委託者は、第11条、第12条、第14条、第15条及び第18条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第21条 受託者は、業務を終了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた社員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受託者の立会いの上、業務の終了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

- 3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 受託者は、業務が前2項の検査に合格しないときは、直ちに必要な措置を講じて委託者の検査を受けなければならない。

(業務委託料の支払)

第22条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により請求があったときは、請求を受けた月の翌月末日までに業務委託料を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第23条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第24条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第26条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第25条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 業務管理者を配置しなかったとき。
- 四 正当な理由なく、第23条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第26条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第3条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 八 第28条又は第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 第25条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第28条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第29条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第11条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第12条の規定による業務の一時中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、一時中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその一時中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第30条 第28条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第31条 委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を終了した部分があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第32条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第25条又は第26条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第25条又は第26条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- 二 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第一号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第33条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第28条又は第29条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第22条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第34条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第21条第3項又は第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せ

ず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間について適用しない。

7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(紛争の解決)

第35条 この契約の各条項において委託者と受託者で協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して委託者と受託者の間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、委託者受託者双方の同意により選任した調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者で協議して特別の定めをしたものを除き、委託者と受託者のそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者の間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第36条 本契約に関し、受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約期間全体の支払総額の10分の1に相当する金額を違約金（損害賠償額の予定）として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約が終了した後も同様とする。

一 本契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に

対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

(補則)

第37条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議して定める。

**北海道 P C B 廃棄物処理施設
環境モニタリング及び分析業務
(令和 8 年度)**

特記仕様書

令和 8 年 1 月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

目 次

1. 業務概要

1-1 業務名

1-2 業務目的

1-3 事業地

1-4 業務期間

2. 業務内容

2-1 一般事項

2-2 周辺環境調査(大気、水質、底質)

2-3 排出处調査(排気・換気、燃焼排ガス、浄化槽処理水、騒音・振動、悪臭)

2-4 緊急時周辺環境サンプル分析

3. 調査に当たっての補足事項

4. 一般事項

4-1 業務内容について

4-2 担当技術者

4-3 注意事項

4-4 成果品

5. 調査及び分析方法など

6. 検査・検収について

1. 業務概要

1-1 業務名

北海道PCB廃棄物処理施設 環境モニタリング及び分析業務(令和8年度)

1-2 業務目的

本業務は、北海道PCB廃棄物処理事業の操業に伴い環境保全を確保するため、必要なモニタリング調査を行うものである。

1-3 事業地（別紙1～5参照）

北海道室蘭市仲町14番地7 (PCB 廃棄物処理施設 当初施設・増設施設)

〃 御崎町1丁目9番地8 (PCB 処理情報センター)

1-4 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

2. 業務内容

2-1 一般事項

(1) 調査の内容 現地調査

(2) 調査の種類

- 1) 周辺環境調査(大気、水質、底質)
- 2) 排出源調査(排気・換気、燃焼排ガス、浄化槽処理水、騒音・振動、悪臭)
- 3) 緊急時分析

2-2 周辺環境調査(大気、水質、底質)

(1) 大気

- 1) 調査項目:①PCB(7日連続採取)、②ダイオキシン類(7日連続採取)、③ベンゼン(24時間連続採取)、
④地上気象観測(7日間:風向・風速・気温・湿度)
- 2) 調査頻度:4回(5、8、11、2月)
- 3) 調査地点:敷地境界東側南端及び処理情報センター敷地内の2箇所
*ベンゼンの測定は当初施設の排気・換気の測定に合わせて実施する。

(2) 水質

- 1) 調査項目:①PCB、②ダイオキシン類
- 2) 調査頻度:6回(4、6、8、10、12、2月)
- 3) 調査地点:雨水幹線排水路合流前の1地点

(3)底質

- 1) 調査項目:①PCB、②ダイオキシン類
- 2) 調査頻度:1回(8月)
- 3) 調査地点:雨水幹線排水路上流及び下流の2地点

2-3 排出源調査(排気・換気、燃焼排ガス、浄化槽処理水、騒音・振動、悪臭)

(1)排気・換気(当初施設)A

- 1) 調査項目:①PCB、②ダイオキシン類
- 2) 調査頻度:4回(5、8、11、2月)
- 3) 調査地点:施設内7箇所(排気第1系統、排気第2系統、排気第3-1系統、排気第3-2系統、排気第3-3系統、換気集合ダクト、分析設備排気)
 - * サンプリング口:65A(JIS10K 仕切りフランジ止め)
 - * 7箇所の実施日については、監督員と協議すること。(同時測定でなくてもよい)
 - * 排出源調査の具体的な位置については、別途指示する。

(2)排気・換気(当初施設)B

- 1) 調査項目:③ベンゼン
- 2) 調査頻度:4回(5、8、11、2月)
- 3) 調査地点:施設内2箇所(3-2及び3-3系統排気)
 - * サンプリング口:65A(JIS10K 仕切りフランジ止め)

(3)排気・換気(増設施設)

- 1) 調査項目:①PCB、②ダイオキシン類
- 2) 調査頻度:4回(5、8、11、2月)
- 3) 調査地点:施設内1箇所(換気集合ダクト)
 - * サンプリング口:80A(JIS10K 仕切りフランジ止め)

(4)燃焼排ガス(当初施設)

- 1) 測定項目:①ばいじん、②硫黄酸化物、③窒素酸化物
- 2-1) 調査地点:熱媒ボイラー(施設内) 2缶運転時 1箇所
 - * サンプリング口:65A (JIS10K 仕切りフランジ止め)
- 2-2) 調査地点:真空式温水機(施設内) 2缶運転時 1箇所
 - * サンプリング口:65A (JIS10K 仕切りフランジ止め)
- 3-1) 調査頻度(熱媒ボイラー):2回(8、2月)
- 3-2) 調査頻度(真空式温水機):2回(12、2月)

(5)浄化槽処理水(当初施設・増設施設)

- 1) 測定項目:①pH、②SS、③BOD、④COD、⑤全窒素、⑥全リン、⑦n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)
 - * 日間平均測定を要する項目があるため、1日に3回(朝・昼間・夜間)以上の測定を実施すること。
- 2) 調査頻度:2回(8月、2月)
- 3) 調査地点:各施設の浄化槽出口

(6)騒音・振動

- 1) 測定項目：①騒音（朝・昼間・夕・夜間）・②振動（昼間・夜間）
- 2) 調査頻度：1回（8月）
- 3) 調査地点：敷地境界東側北端1ヶ所

(7)悪臭

- 1) 測定項目：特定悪臭物質（アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸）
- 2) 調査頻度：1回（12月）
- 3) 調査地点：施設内（第3-1の排出口）1箇所及び敷地境界で測定当日の風下1箇所

※ 実施月は操業の状況により変動する可能性があるので監督員と打合せを行うこと。

2-4. 緊急時周辺環境サンプル分析

発注者からの連絡後、サンプルを現地にて受領し、検体について速やかに分析を実施する。

(1)大気

調査項目：①PCB（24時間連続採取検体）、②ダイオキシン類（24時間連続採取検体）、
③地上気象観測（24時間連続記録）

調査頻度：緊急時

調査地点：敷地境界1箇所、処理情報センター敷地内の1箇所及び当日の風下の敷地境界の合計3検体
(詳細は監督員指示による)

なお、サンプリングは発注者側が行うが、受注者は24時間後にサンプルを回収し、その後、分析を実施することとする。

(2)水質

調査項目：①PCB、②ダイオキシン類、③その他必要な項目

調査頻度：緊急時

調査地点：最終放流口の1検体

なお、発注者の依頼後、受注者は12時間以内にサンプリング又はサンプルを回収し、その後、分析を実施することとする。

(3)測定者の連絡先等について、本契約後遅滞なく発注者に報告すること。

(4)分析した結果については、発注者の求めに応じ、原則として以下のとおり速報を報告すること。

1)PCB、ダイオキシン類

PCB : 検体受領後、速やかに分析すること。（14日間めどに）

ダイオキシン類：検体受領後、速やかに分析すること。（21日間めどに）

2)PCB及びダイオキシン類を除くもの：サンプリング又は検体収受から7日以内

（注）上記期間内であっても、速報値については別途発注者から示された値を超える又は超えるおそれのある場合は速やかに報告すること。

(5)結果の整理

緊急時測定を実施した場合は、以下の書類を提出すること。

1)測定分析結果について整理し、報告書（A4版）にとりまとめること。

2)業務終了後、報告書等の提出物は担当技術者が持参して説明すること。

なお、報告書作成にあたり必要となる平面図等諸資料は貸与する。

(6)成果品

報告書	3部(計量証明書又は分析結果報告書の写しを添付)
計量証明書又は分析結果報告書	1部
報告書原稿(電子データ)	3式

(7)その他

1)緊急時周辺環境サンプル分析は発注者の指示により速やかに対応すること。

2)分析費用については、別途協議する。

(回収・分析費用は、当初契約金額には含まない。)

3. 調査に当たっての補足事項

(1)契約後速やかに4月の水質調査に着手すること。

(2)測定に必要な電源等については、最寄り施設の電源が利用可能。ただし、リードドラムを準備のこと。具体的な電源等設置方法については監督員と協議すること。

(3)サンプリングには足場等は不要であるが、脚立が必要な地点及び高所にあるものがあるため、採取器具等をロープで引き上げる道具等を用意すること。

(4)周辺環境調査にあたってはPCBとダイオキシン類のサンプリングは各1台ずつハイボリを使用しても、1台で両方の分析を実施してもよいこととする。

(5)排出源調査にあたっては風量変動が大きい系統もあるので、調査前に留意事項について監督員と協議すること。

(6)施設にサンプリングに入る担当者は、発注者が行う入構教育を受講すること。

(7)施設の入構にあたっては発注者の指示により、発注者が提供する防護具を着用すること。また、施設内移動にあたっては発注者の指示に従うこと。

(8)高所作業にあたっては落下等安全に十分気をつけること。

(9)調査月日・時間、調査位置等については、変更する場合を含め、監督員の指示に従うこと。

(10)サンプリングから分析まで受注者が業務を遂行すること。

(11)MLAP(特定計量証明事業者認定制度)の認定を受けていること。

4. 一般事項

4-1 業務内容について

調査報告は、当初施設、増設施設に分けて報告する場合もあるので、費用の配分等(当初・増設)については、監督員と連絡を取り。指示を受けること。

調査の進行に伴って、本特記仕様書に示す業務範囲・数量を変更する必要が生じた場合は、速やかに監督員に連絡し、指示を受けること。

4-2 担当技術者

主任技術者：環境計量士または技術士（環境）の資格を有するもの

専門技術者：環境計量士の資格を有するもの又は工学系大学卒業後5年以上、工学系高専・短大卒業後8年以上、工業系高校卒業後10年以上の実務経験を有するもの

また、主任技術者及び専門技術者等は、必要に応じて監督員と打合せを行うこと。

4-3 注意事項

- (1) 本業務の成果品（4-4参照）を整理・製本して提出すること。
- (2) 報告書等の提出物は調査担当技術者が持参して説明すること。
- (3) 業務期間が完了しても、本業務に関する質問があった場合は協力すること。
- (4) 調査を実施するにあたって、地元住民の立会がある場合には協力すること。
- (5) 関係自治体、関係官公署及び地元住民等との協議がある場合には協力すること。
- (6) 受注者は、契約図書に基づいて業務中又は完了時に提出する紙類・納入印刷物及び納入印刷物に附属する文具類（ファイル等）については、環境に配慮したものとし（参考：表9）、それを証する書類を業務完了時に発注者に提出すること。

4-4 成果品

報告書 製本された報告書を3部提出（1部についてはチューブファイルとする）のこと。1部については計量証明書又は分析結果報告書を添付し、残りの2部については写しを添付すること。

水質及び底質調査のダイオキシン類、大気調査のベンゼン、排気のベンゼン、燃焼排ガス調査、浄化槽処理水調査、騒音・振動調査、悪臭調査は、計量証明書を提出すること。

報告書原稿（電子データ） 3式

現場写真集 1式

打合せ簿 1式

5. 調査及び分析方法など

調査方法等については表1～9によるものとする。

6. 検査・検収について

- (1) 本仕様書どおりに業務等がされているかについて検査を行う。
- (2) 業務完了報告書を確認後、検査員による検査を受け、これに合格した時点で検収とする。

表1 大気調査測定方法一覧

調査項目	調査及び測定方法
ダイオキシン類 (コプラナー PCB 含む)	7日間採取及び24時間採取 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(環境省 令和4年3月)」に準拠
PCB (1~10 塩素数毎の同族体濃度及び全濃度)	7日間採取及び24時間採取 「平成8年度 化学物質分析法開発調査報告書(環境庁)」 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(環境省 令和4年3月)」に準拠
ベンゼン	24時間連続採取 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル(環境省 水・大気環境局 環境管理課環境汚染対策室 (令和6年3月改訂))」
地上気象観測	7日間採取(風向・風速・気温・湿度) 「地上気象観測指針」(気象庁 2002年)に準拠

表2 水質調査測定方法一覧

調査項目	調査及び測定方法
ダイオキシン類 (コプラナー PCB 含む)	JIS K 0312 (2020) 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」
PCB (1~10 塩素数毎の同族体濃度及び全濃度)	「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル(水質・底質・水生生物)(環境庁 平成10年10月)」に準拠

表3 底質調査測定方法一覧

調査項目	調査及び測定方法
ダイオキシン類 (コプラナー PCB 含む)	「ダイオキシン類に係る底質環境調査測定マニュアル(環境省 令和4年3月)」に準拠
PCB (1~10 塩素数毎の同族体濃度及び全濃度)	「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル(水質・底質・水生生物)(環境庁 平成10年10月)」に準拠

表4 その他の排出源調査分析方法一覧

調査項目	調査及び測定方法
排気・換気 PCB	「排出ガス中のPOPs(ポリ塩素化ビフェニル、ヘキサクロロベンゼン、ペンタクロロベンゼン、ポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン)測定方法マニュアル(環境省水・大気環境局大気環境課(令和6年3月改訂))」に準拠
排気・換気 ダイオキシン類	JIS K 0311(2020) 「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」に準拠
排気 ベンゼン	JIS K 0088(1997) 「排ガス中のベンゼン分析方法」

表5 燃焼排ガス調査測定方法一覧

調査項目	調査及び測定方法
ばいじん	JIS Z 8808(2013) 「排ガス中のダスト濃度の測定方法」
硫黄酸化物	JIS K 0103(2011) 「排ガス中の硫黄酸化物分析方法」
窒素酸化物	JIS K 0104(2011) 「排ガス中の窒素酸化物分析方法」

表6 净化槽処理水調査測定方法一覧

調査項目	調査及び測定方法
水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102-1 12
浮遊物質量(SS)	「水質汚濁に係る環境基準について」(S46 環境庁告示第59号) 付表9
生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102-1 18 及び 21.5
化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102-1 17.2
全窒素	JIS K 0102-2 17.3
全リン	JIS K 0102-2 18.4.1 及び 18.4.4
n-ヘキサン抽出物質	JIS K 0102-1 22.3 及び附属書D

表7 騒音・振動調査測定方法一覧

調査項目	調査及び測定方法
音圧レベル	JIS Z 8731(2019) 「環境騒音の表示・測定方法」
振動加速度レベル	JIS Z 8735(1981) 「振動レベル測定方法」

表8 悪臭調査測定方法一覧

調査項目	調査及び測定方法
アセトアルデヒド	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号) 別表第4
トルエン	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号) 別表第7
キシレン	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号) 別表第7
プロピオン酸	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号) 別表第8
ノルマル酪酸	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号) 別表第8

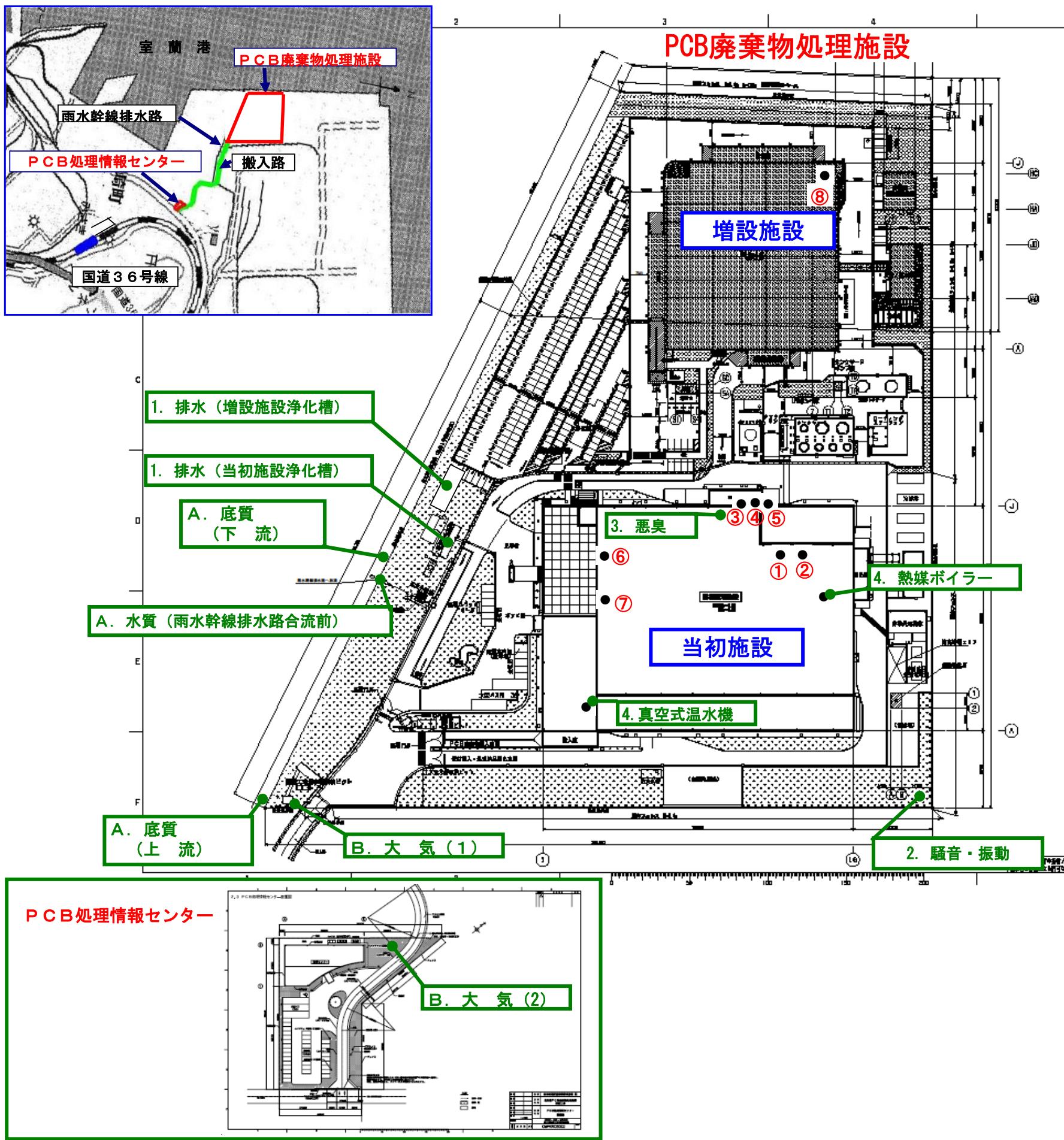
表9 印刷用紙、ファイル等の判断の基準（参考）

種別	判断基準（※は配慮事項）
情報用紙A ・コピー用紙 ・フォーム用紙	① コピー用紙については、古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 ② フォーム用紙については、古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ③ 塗工するものについては塗工量が両面で12g/m ² 以下である。
情報用紙B ・インクジェットカラープリンター用紙 ・ジアリ感光紙	① 古紙配合率70%以上であること。 ② 塗工量が両面で20g/m ² 以上であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m ² とする。 ※（情報用紙A、B共通） 製品の包装は可能な限り簡易であって再生利用の容易さ及び焼却処理時の環境負荷低減に配慮されていること。
印刷用紙	① 古紙配合率70%以上であること。 ② 非塗工印刷用紙については、白色度70%程度以下であること。（モノクロ印刷用紙の場合のみ） ③ 塗工印刷用紙については、塗工量が両面で30g/m ² 以下であること。 ④ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。 ※製品の包装は可能な限り簡易であって再生利用の容易さ及び焼却処理時の環境負荷低減に配慮されていること。
ファイル等	○ 金属を除く主要材料が、以下のいずれかの要件を満たすこと。 A プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックかプラスチック重量の40%以上使用されていること。 B 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。 C 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。 ○ クリアホルダーにあっては上記条件を満たすこと、又は植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。 ※表紙とじ具を分離し、部品の再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 ※製品の包装は可能な限り簡易であって再生利用の容易さ及び焼却処理時の環境負荷低減に配慮されていること。 ※付箋フィルムについては、粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。

事業地位置図

北海道PCB廃棄物処理事業モニタリング測定点位置図

別紙1



[増設施設排出源]

No	名 称	排気口高さ	排気口	項 目
⑧	換気空調設備排気	27.0m	□ 3.5m × 3.0m	PCB、ダイオキシン類

[当初施設排出源]

No.	名 称	排気口高さ	排気口	項 目
①	第1系統排気	28.0m	□ 6m × 3.4m	PCB、ダイオキシン類
②	第2系統排気	28.0m	□ 6m × 3.4m	PCB、ダイオキシン類
③	第3-1系統排気	25.0m	Φ 0.25m	PCB、ダイオキシン類、悪臭
④	第3-2系統排気	25.0m	Φ 0.08m	PCB、ダイオキシン類、ベンゼン
⑤	第3-3系統排気	25.0m	Φ 0.08m	PCB、ダイオキシン類、ベンゼン
⑥	換気空調設備排気	17.0m	□ 2.7m × 5.4m	PCB、ダイオキシン類
⑦	分析設備排気	14.0m	□ 0.7m × 0.7m	PCB、ダイオキシン類

[周辺環境(共通)]

A. 水質・底質

- (1) 水質: 雨水幹線排水路合流前で測定する。(PCB、ダイオキシン類)
 (2) 底質: 上流及び下流で測定する。(PCB、ダイオキシン類)

ここで上流とは、敷地境界東側の南端延長線上における雨水幹線排水路中央付近、下流とは、最終放流口の下流5mにおける雨水幹線排水路中央付近をいう。

B. 大気

- (1) 処理施設敷地境界東側の南端で測定する。(PCB、ダイオキシン類、ベンゼン)
 (2) PCB処理情報センターの敷地内で測定する。(PCB、ダイオキシン類、ベンゼン)

[排出源(共通)]

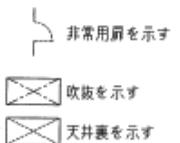
1. 排水 : 浄化槽出口(生活環境項目)
 2. 騒音・振動 : 敷地境界東側の北端で測定する。
 3. 悪臭 : 第3-1排出口(初期施設)、
 敷地境界(測定当日の風下1箇所)で測定する。
 4. ボイラー : 熱媒ボイラー及び真空式温水機(初期施設)

当初施設 モニタリングポイント(3階)

別紙2

第1系統

第2系統



全體機器配置圖 3 F

IFL + 9000
QL + 9450

備 號	石川	顧 常	日本環境安全事業株式会社 様
備 號	三 方	工 事 名 称	北海道P C B廃棄物処理施設 設置工事
備 號	村 田		
候 題	片 喜	松 田	
候 題			
候 題			
候 題			
1:250			
新規開発			全体機器配置図 3階平面図
			新工場・日焼・沖縄開発 異工場建設工事共四企業体
備 號	三 月 迷	A1	R M P H X 0 0 0 0 5

当初施設 モニタリングポイント(4階)

換氣空調

第3-1

第3－3

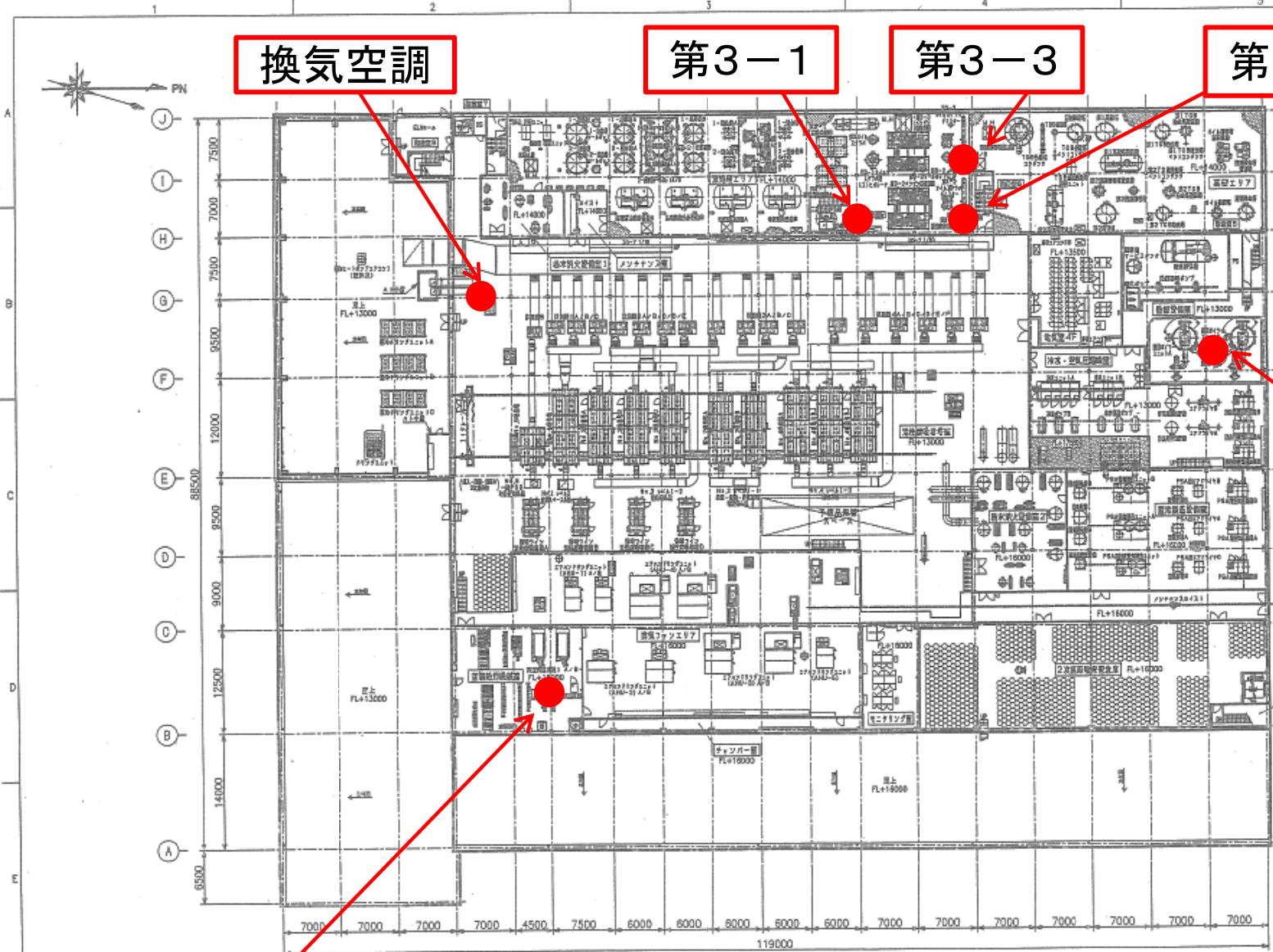
第3-2

別紙3

熱媒ボイラー

真空式温水機

品目番号	改正項目	備考
▲全般改正	'95.12.28	片寄
▲一部改正	'96.03.15	片寄
▲一部改正	'96.06.22	片寄
▲一部改正	'96.12.18	片寄
▲一部改正	'97.04.03	片寄



非常用語多示書

地名	石川	目客	日本現規安全事業株式会社 雄
地名	三方	工半毛	北浦監PCB廃棄物処理施設 設置工事
地名	村田	西國名井	
地名	片寄	松田	
地名			全体機器配置図
地名			4階平面図
高さ	1:250		
監修会社 新日本建設			
圖面	三角溝 A1	RMPHX00006	

当初施設 モニタリングポイント(2階)

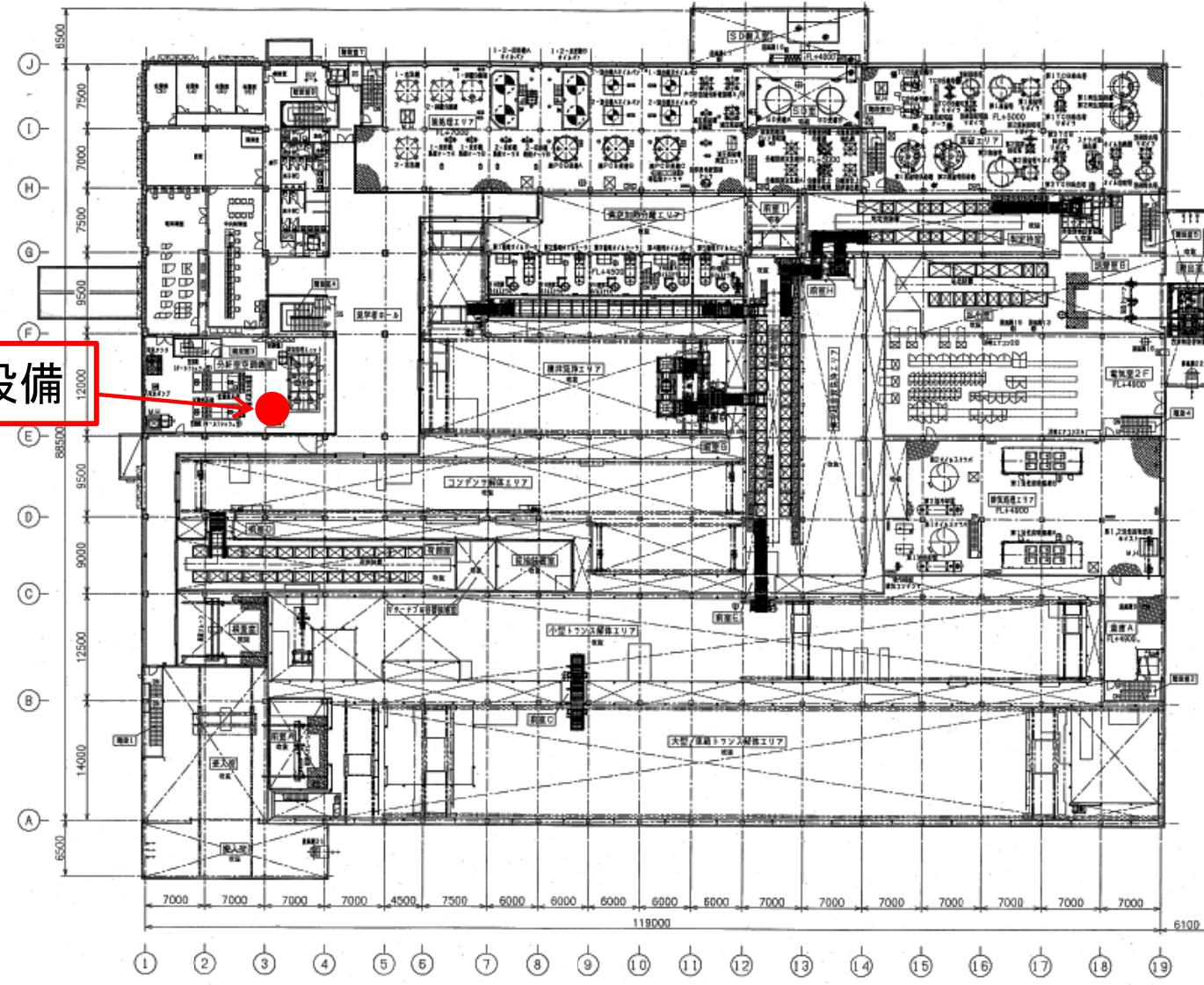
A



备注号	发 购 项 目	单 价
▲全圆庚正	'05.12.28	片寄
▲一部变更	'06.03.15	片寄
▲一部变更	'06.08.22	片寄
▲一部变更	'06.12.18	片寄
▲一部变更	'07.04.03	片寄

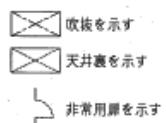
別紙4

分析設備



全体機器配置図 2階

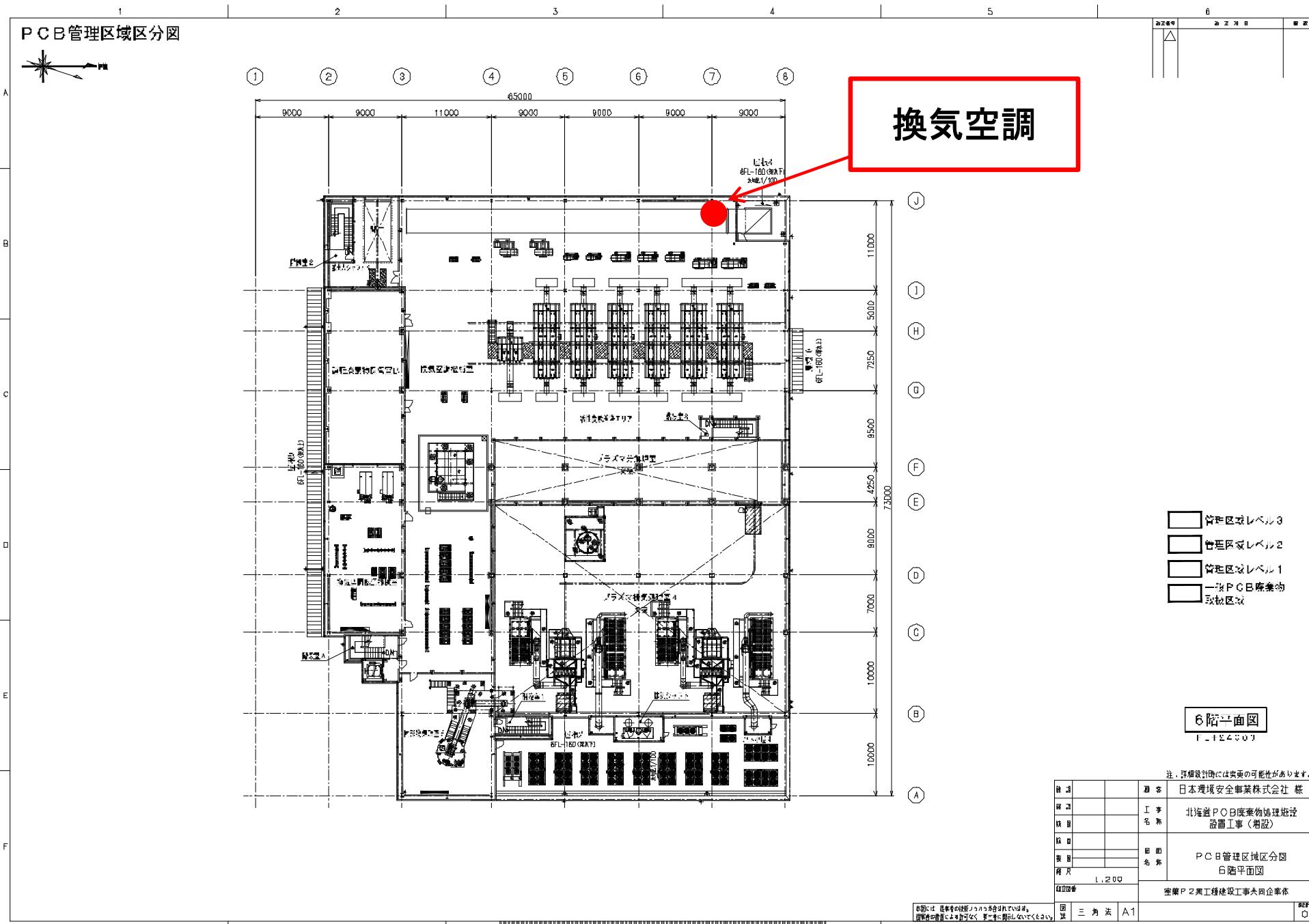
FL+4500
GL+4950



会社名	石川	顧客名	日本環境安全事業株式会社 様
店舗名	三方	工事名	北海道 P.C.B 廃棄物処理施設 設置工事
取扱い品目	片寄	施工者名	松田
規格		監修者名	
寸法	1:250	監修者名	全体機器配置図 2階平面図
監修者名		新日本工機・沖縄環境 共同工事会社共同企業体	
監修者名			

増設施設設 モニタリングポイント(6階)

別紙5



競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道PCB処理事業所 所長 渡辺 謙二 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和8年2月2日付で公告のありました北海道PCB廃棄物処理施設環境モニタリング及び分析業務(令和8年度)に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告2競争参加資格の条件を満たすこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 令和7・8・9年度に有効な全省庁統一資格(資格の種類:役務の提供等【調査・研究】、競争参加地域:北海道)を有すること。ただし、令和7・8・9年度の同条件の資格の申請中であることをもって、申請書等を提出することができる。また、令和7・8・9年度に有効な同条件の全省庁統一資格を取得し、契約締結日までに当該資格審査結果通知書の写しを提出すること。
2. 北海道内に本支店又は営業所を有することを確認できる書類(登記簿写し・企業パンフレット等)

質問・回答書

業務名		北海道P C B廃棄物処理施設 環境モニタリング及び分析業務（令和8年度）	
会社名		印	
担当者名		印	
質問番号	仕様書頁	質問	回答

- 1 質問がある場合はこの様式により提出してください。
- 2 期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。郵送の場合期限まで必着のこと。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

開札立会申込書

件 名	北海道PCB廃棄物処理施設 環境モニタリング及び分析業務 (令和8年度)	
開札日時	令和8年3月10日（火）午後1時15分	
開札場所	北海道室蘭市仲町14番地7 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 当初施設3F会議室	
会社名 及び 代表者名		
立会者 所属・職名 氏名		

※注

- ①入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ②開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも10分前に集合して下さい。

③本書面の提出

提出期限 令和8年3月9日（月）午後2時

提出場所 北海道室蘭市仲町14番地7

中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所 総務課

FAX0143-22-3111 電話0143-22-3001

提出方法 持参、郵送又はFAX